

令和7年12月16日  
午後2時

## 消防職員の懲戒処分について

- 1 事案名 消防本部におけるハラスメント等事案
- 2 その他 詳細については、12月17日（水）午後2時から一関市役所本庁3階  
市政記者室において説明します。  
対応者：消防長、消防次長兼総務課長、職員課長、人事研修係長

### 問い合わせ先

〒021-0053 岩手県一関市山目字中野 140-3  
一関市消防本部総務課 課長補佐兼庶務係長 松岡

電話：(0191)25-5910（ダイヤルイン）

FAX：(0191)25-5119

メールアドレス：shobosomu@city.ichinoseki.iwate.jp

## 職員の懲戒処分について

令和7年12月17日 一関市消防本部総務課

令和7年12月16日、下記事由により職員の処分を行いました。

No.	処分事由	処分年月日	処分内容	所属部署 職位	年代	事案の概要
1	1	令和7年12月16日	減給10分の1 2月	消防本部 が所管する施設  係長級	40歳代	被処分者は、多数の同僚、部下職員に対して、事務室内において大勢の職員の前で叱責をする、高圧的、威圧的な態度及び言動をする、無視をするなどの行為を長期間にわたり行い、職場の秩序を乱すとともに、当該職員の人格や尊厳を傷つけた。 また、被処分者は、令和7年1月30日に、部下職員の装着していたヘルメットの上から、被処分者の履いていた短靴のつま先部分で叩き、身体的な危害を加えた。
2	1	令和7年12月16日	戒告	消防本部 が所管する施設  係長級	30歳代	被処分者は、令和7年6月20日に、事務室内において多くの職員の前で部下職員に対して人格を否定するような叱責を行い、精神的苦痛を与えた。
3	1	令和7年12月16日	戒告	消防本部 が所管する施設  消防士長	30歳代	被処分者は、同僚職員の下承を得ずに、同僚職員の作成した電話口頭受付票の内容に対応案を加筆した形の事前相談記録に作り直し、当該事前相談記録の作成者を電話口頭受付票の作成者である同僚職員の名前とし、当該同僚職員からの下承を得ずに印鑑を無断で盗用して決裁に回付した。

※「処分事由」欄の区分

1	法令・服務違反
2	一般非行
3	管理監督責任
4	道交法違反

## ハラスメント等事案に関する市長コメント

令和7年12月17日（水）

市民の皆様を命を預かる本市消防職員が、このような不祥事を起こしてしまったことは誠に遺憾であり、市民の皆様の消防に対する信頼を損なうものとして重く受け止めております。

関係職員につきましては、令和7年12月16日付けで、消防本部消防長に懲戒処分を行わせたところです。

職員には法令遵守などの公務員としての基本原則を改めて自覚させ、今後は、このようなことが二度と起こらぬよう、職員の綱紀の保持・粛正をさらに徹底し、市民の皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。